

佐賀県規則第20号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項に規定するマネージャー、同項及び組織規則第27条第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、<u>移住支援室長、身近な移動手段確保推進室長、世界遺産推進室長、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室長、地域包括ケア推進室長、就労支援室長、コスメティック構想推進室長、国際経済室長、施設整備室長、水資源調整室長、県立高校再編整備推進室長、特別支援教育室長、教育情報化支援室長並びに</u>人権・同和教育室長をいう。</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>(13) 配当 知事が本庁等の各課の長及びかいの長に対し、当該本庁等の各課の長及びかいの長が執行することができる歳出予算の限度額を指示することをいう。</p> <p>(14)～(19) 略</p> <p>(事務委任)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項に規定するマネージャー、同項及び組織規則第27条第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、<u>行政経営室長、情報化推進室長、移住支援室長、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室長、地域包括ケア推進室長、就労支援室長、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、水資源調整室長、県立高校再編整備推進室長、特別支援教育室長、教育情報化支援室長、</u>人権・同和教育室長並びに<u>全国高総文祭準備室長</u>をいう。</p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>(13) 配当 知事が本庁等の各課の長及びかいの長（<u>博物館、九州陶磁文化館、名護屋城博物館及び佐賀城本丸歴史館</u>にあっては、<u>常勤の館長又は統括副館長</u>をいう。以下同じ。）に対し、当該本庁等の各課の長及びかいの長が執行することができる歳出予算の限度額を指示することをいう。</p> <p>(14)～(19) 略</p> <p>(事務委任)</p>

改正前	改正後
<p>第3条 部長、本庁等の各課の長及びかい(県外にあるものを除く。)の長は、支出事務関係一覧表(別表第1)のA欄に定める金額の範囲内における支出負担行為及びこれに伴う支出命令並びに同欄に定める金額の範囲内の物品の取得及び処分並びにこれらに伴う出納通知を行うものとする。ただし、部長が行う支出負担行為に伴う支出命令並びに物品の取得及び処分に伴う出納通知は、当該事務を所掌する本庁等の各課の長が行うものとする。</p> <p>2～6 略 (専決等)</p> <p>第3条の3 略</p> <p>2 本庁等の各課の副課長並びに県立学校の統括事務長及び事務長は、次に掲げる事務のうち課長又はかいの長が定める事務に関するものに限り、その責任において常時決裁することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略 (給与等の資金を前渡される者)</p> <p>第72条 職員等に支給する給与その他の給付、第70条第1項第19号に掲げる経費及び第70条第2項第3号の規定により緊急時の支払に備えて常時保有しておく経費の資金を前渡される者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 現地機関等(かいを除く。) 現地機関等の長</p>	<p>第3条 部長、本庁等の各課の長及びかいの長(県外にあるかいの長を除く。)は、支出事務関係一覧表(別表第1)のA欄に定める金額の範囲内における支出負担行為及びこれに伴う支出命令並びに同欄に定める金額の範囲内の物品の取得及び処分並びにこれらに伴う出納通知を行うものとする。ただし、部長が行う支出負担行為に伴う支出命令並びに物品の取得及び処分に伴う出納通知は、当該事務を所掌する本庁等の各課の長が行うものとする。</p> <p>2～6 略 (専決等)</p> <p>第3条の3 略</p> <p>2 本庁等の各課の副課長並びに県立学校の統括事務長及び事務長は、次に掲げる事務のうち課長又はかいの長が定める事務に関するものに限り、その責任において常時決裁することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>物品(第144条に規定する重要物品(以下「重要物品」という。)を除く。)の管理</u></p> <p>3 略 (給与等の資金を前渡される者)</p> <p>第72条 職員等に支給する給与その他の給付、第70条第1項第19号に掲げる経費及び第70条第2項第3号の規定により緊急時の支払に備えて常時保有しておく経費の資金を前渡される者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 現地機関等(かいを除く。) 現地機関等の長(美術館にあっては、常勤の館長又は統括副館長)</p>

改正前	改正後
<p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(重要物品)</p> <p>第144条 前条第1項第1号に規定する備品のうち次に掲げる物品は、重要物品とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>20トン未満の機動船舶</u></p> <p>(3) <u>美術工芸品類</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、1品の取得価格又は取得評価額が100万円以上の物品</u></p> <p>(受入れ)</p> <p>第146条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、出納簿への記帳を省略することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 受入後直ちに交付する軽易な物品（郵便切手類、薬品類、肥料、<u>燃料及び原材料品を除く。</u>）</p> <p>(物品報告書に記入する物品)</p> <p>第165条 第97条の物品報告書に記入する物品は、<u>第144条に規定する重要物品（同条第3号に掲げる美術工芸品類のうち、1品の取得価格又は取得評価額が100万円未満の美術工芸品類を除く。）とする。</u></p>	<p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(重要物品)</p> <p>第144条 前条第1項第1号に規定する備品のうち次に掲げる物品で<u>県が所有するものは、重要物品とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、1品の取得価格又は取得評価額が100万円以上の物品</u></p> <p>(受入れ)</p> <p>第146条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、出納簿への記帳を省略することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 受入後直ちに交付する軽易な物品（郵便切手類、薬品類、肥料及び原材料品を除く。）</p> <p>(物品報告書に記入する物品)</p> <p>第165条 第97条の物品報告書に記入する物品は、重要物品とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第144条及び第165条の改正規定は、公布の日から施行する。

(旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則の一部改正)

- 2 旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則(平成18年佐賀県規則第85号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(定義) 第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。		(定義) 第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	
用語	意義	用語	意義
略		略	
予算所掌課 下長等	佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。)第2条第4号に規定する本庁等の各課の長及び同条第7号に規定するかいの長	予算所掌課 下長等	佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。)第2条第4号に規定する本庁等の各課の長及び同条第13号に規定するかいの長
略		略	
2 略		2 略	

(共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則の一部改正)

- 3 共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則(平成19年佐賀県規則第6号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(定義) 第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。		(定義) 第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	
用語	意義	用語	意義
略		略	
予算所掌課 下長等	佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。)第2条第4号に規定する本	予算所掌課 下長等	佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。)第2条第4号に規定する本

改正前		改正後	
	庁等の各課の長及び同条第7号に規定するかいの長		庁等の各課の長及び同条第13号に規定するかいの長
2	略	2	略

(報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則の一部改正)

- 4 報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則(平成19年佐賀県規則第65号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(定義) 第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。		(定義) 第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	
用語	意義	用語	意義
略		略	
予算所掌課長	佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。)第2条第4号に規定する本庁等の各課の長(警察本部会計課長を除く。)及び同条第7号に規定するかいの長	予算所掌課長	佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「財務規則」という。)第2条第4号に規定する本庁等の各課の長(警察本部会計課長を除く。)及び同条第13号に規定するかいの長
略		略	
2	略	2	略